

住みよいまち 訪れてよいまち 笠間

笠間市総合計画 後期基本計画 (案)

～ みんなで創る 文化交流都市 ～

平成 24 年度～平成 28 年度

[2012 年度～2016 年度]

目次

第1部 序 論

第1章 後期基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 後期基本計画の策定の視点

- 1 笠間市を取り巻く背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ①人口構造の変化
 - ②地域主権改革の推進
 - ③東日本大震災の影響
 - ④行財政状況
- 2 市民意識の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2部 本論（後期基本計画）

序 章 基本計画のあらまし

- 1 まちづくりの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 基本計画の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第1章 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり〔土地利用・都市基盤〕

- 1 交流と地域の力を高める土地利用を進めます
 - 1 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - 2 拠点づくりと市街地整備・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 多様な交流・連携を支えるネットワークを形成します
 - 1 幹線道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - 2 公共交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます
 - 1 美しい景観の保全・整備・・・・・・・・・・・・ 42

第2章 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産業〕

- 1 笠間を体感できる観光・産業を振興します
 - 1 観光 46
 - 2 地場産業 48
- 2 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します
 - 1 農林業 50
 - 2 グリーンツーリズム 52
- 3 交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します
 - 1 商業 54
 - 2 工業 56
 - 3 雇用・労働環境 58

第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕

- 1 安心して子どもを生み育てることができる環境をつくれます
 - 1 子ども子育て支援 62
 - 2 少子化対策 64
- 2 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます
 - 1 保健・医療 66
 - 2 社会保障 68
- 3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくれます
 - 1 地域福祉 70
 - 2 高齢者福祉 72
 - 3 障害福祉 74

第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕

1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

1 生活道路	78
2 公園・緑地	80
3 河川	82
4 上水道	84
5 生活排水	86
6 住宅	88
7 斎場・墓地	90

2 さまざまな不安や災害に強い安全なまちをつくります

1 防災	92
2 消防	94
3 防犯	96
4 交通安全	98
5 消費者行政	100

3 自然環境にやさしい循環型社会をつくります

1 環境保全・公害防止	102
2 廃棄物対策	104

第5章 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり〔教育・文化〕

1 次代を担う子どもを育みます

1 幼児教育	108
2 学校教育	110
3 青少年育成	112

2 だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります

1 生涯学習	114
2 スポーツ・レクリエーション	116

3 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます

1 文化財	118
2 芸術・文化	120
3 国際化	122

第6章 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり〔自治・協働〕

1 一人ひとりが尊重しあう心を育みます

- 1 人権尊重 126
- 2 男女共同参画社会 128

2 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます

- 1 市民協働 130
- 2 地域コミュニティ 132

3 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します

- 1 広報・公聴 134
- 2 行政運営 136
- 3 財政運営 138
- 4 広域行政 140

第3部 附属資料

- 1 用語解説 144



序 論

第1部 序論

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年度から平成28年度を計画期間とする笠間市総合計画に掲げた将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」の実現を目指し、様々な取り組みを進めてきました。

しかし、近年、我が国の社会経済情勢は、少子高齢社会の進展、グローバル社会やユビキタスネットワーク社会の到来、さらには、地球規模での環境問題の深刻化など急激な変化を遂げており、市民生活をはじめとする地域社会にさまざまな影響を及ぼしています。

また、現在、地域主権戦略会議を中心に、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取り組みとして地域主権改革が推進されています。その中で、地方自治体は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った施策を展開していくことが求められており、特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めていくことは、より重要なものとなります。

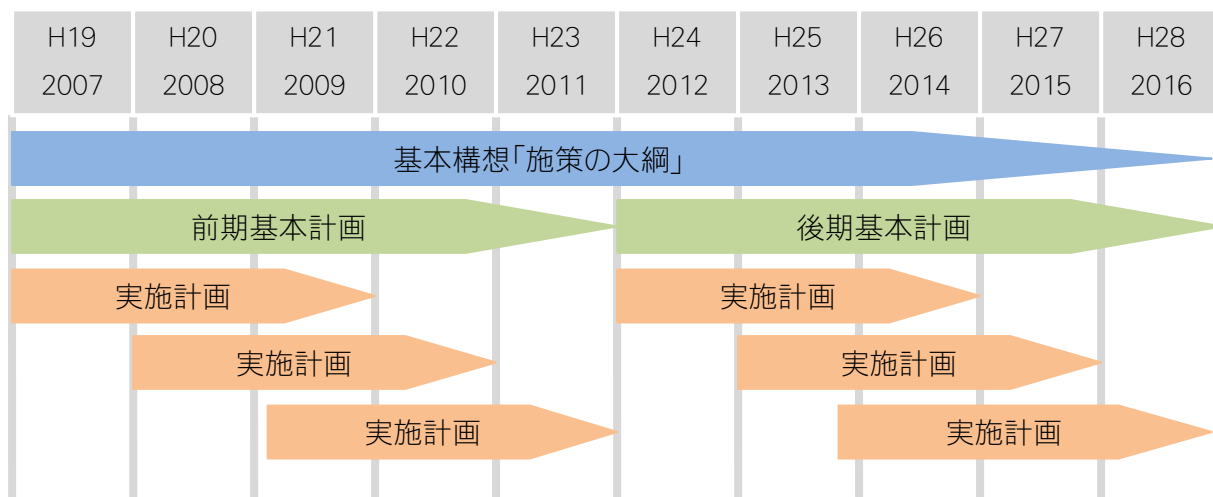
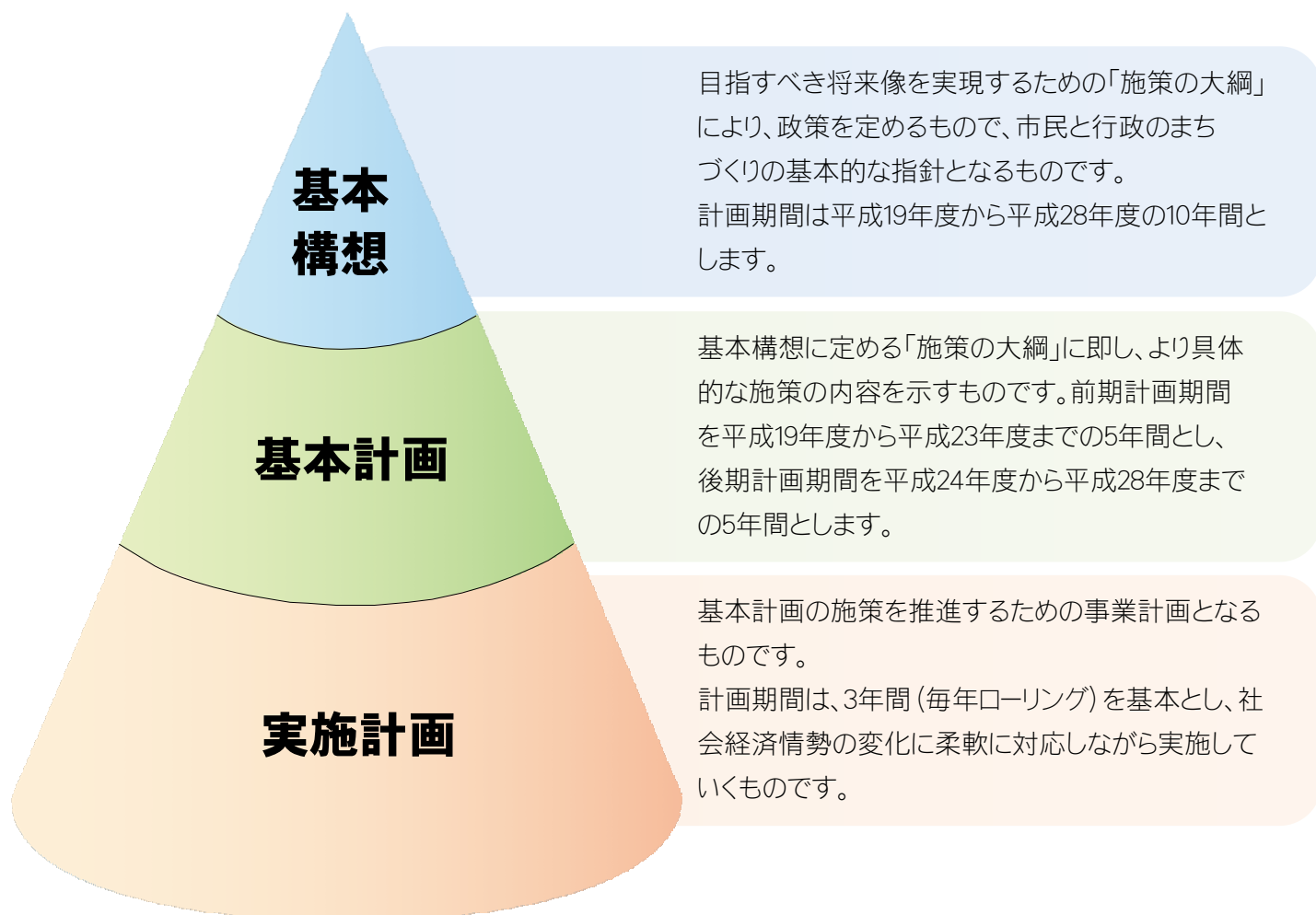
さらに、平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする東日本大震災では、大規模地震・津波によって多くの尊い命が失われました。このような状況の中、地域の絆の重要性を再認識するとともに、より安心・安全社会の意識が高まっています。

以上のことから、市民が将来にわたり安心して暮らし続け、次代に継承できるまちづくりを進めるためには、社会経済情勢を的確に把握し、本市の持つ個性溢れる魅力を高めていく、中期的なまちづくりビジョンが必要となります。

そのため、市民と行政の協働により計画的にまちづくりを進めるための指針として、ここに笠間市総合計画後期基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成します。



第2章 後期基本計画策定の視点

1 笠間市を取り巻く背景

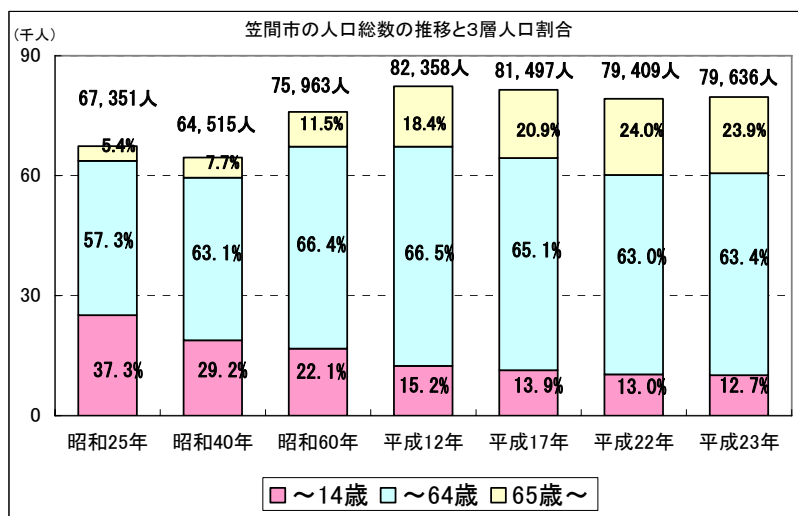
近年、人口減少や少子高齢化の進展とともに、地域主権改革が推進されるなど社会構造が大きな転換期を向かえています。また、国内観測史上最大となる東日本大震災の発生は、国内外に多大な影響を及ぼしています。このような中、後期基本計画期間となる今後の5年間は極めて重要な期間であり、本市の個性を有効に活用し、本市の魅力を高めていく視点や社会経済情勢を的確に把握し、柔軟に対応していく視点が必要となります。

①人口構造の変化

我が国の総人口は、平成16年の1億2,777万人をピークに、平成17年には、明治32年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。また、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,560万人となり、総人口に占める割合も20.04%と、初めて20%を超え、深刻な社会問題となっています。

本市においても、総人口が平成17年以降減少に転じるとともに、平成12年には、年少人口の総人口に占める割合が高齢者人口の総人口に占める割合を上回り、さらには、生産年齢人口が減少するなど人口構造に大きな変化が生じており、深刻な影響を与えることが懸念されています。

今後は、安心して子どもを産み育てる社会環境の整備や高齢者の社会参加、これまで培ってきた知識・技術・能力・経験を生かした就業などさまざまな分野で少子高齢化の流れを変えるため施策の展開が求められています。



②地域主権改革の推進

現在、「地域主権戦略会議」を中心に地域主権改革の推進に向け、さまざまな取り組みが進められています。本改革は、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと根本的に転換するものであり、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするためとされています。このような中、平成23年4月の国会において「第一次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)」「国と地方の協議の場に関する法律」「地方自治法の一部改正」の地域主権関連3法が成立しました。この3法成立により地域主権改革は、事実上の出発点に立つこととなります。

今後は、本市の特性を活かした施策を展開するための財源確保に努めるとともに、広域的な連携を視野に入れた、独自性・自立性あるまちづくりを進めていくことが必要となります。

③東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の国内観測史上最大の地震により、多くの尊い命が失われました。マグニチュード9.0という強い揺れは、巨大地震のみならず、大規模津波、原子力発電所事故、電力供給の制約、経済的影響等広い範囲で様々な被害を引き起こしており、近年の先進国では類例のない大規模災害となっています。

本市においても、人的被害をはじめ、住宅や店舗、公共公益施設、さらには、重要な歴史的文化財等にも甚大な被害が発生しました。また、間接的被害として、福島第一原子力発電所事故による風評被害や日々の生活を送るうえでの不安や悩みなど精神面での問題等震災が与えた影響は計り知れないものとなっており、多くの市民が一日も早い復興を願うとともに、災害に強いまちづくりを望んでいます。

今後は、国が定める「東日本大震災復興基本法」及び「基本方針」に基づいた中期的な展望による復旧・復興を目指す取り組みが求められています。

④行財政の状況

我が国の経済は、世界同時不況の影響を受けた景気後退から自律的回復に向けた動きが見られていたものの、失業率は依然として高水準にあり、回復基調は足踏み状態となっています。

この経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定や地域主権改革関連法案の成立、社会保障制度の抜本的な見直しなど国の動向によっては、今後の地方財政運営に少なからず影響を及ぼすことが予想されます。また、茨城県では、一般財源の大幅な減少等依然として厳しい状況が続いており、健全な財政構造の確立を図るため、抜本的な行財政改革に取り組んでいるところです。

本市においても、人口減少や人口構造の変化による税収等の一般財源の減少や、扶助費などの義務的経費の増大、さらには東日本大震災による突発的な災害復旧・復興経費の発生など、今後の財政運営に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

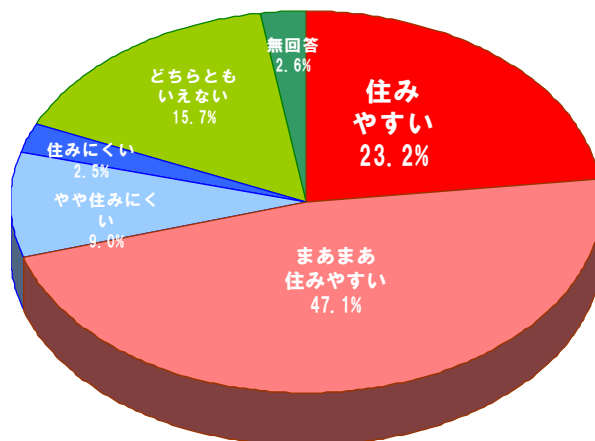
今後は、限りある行財政資源を有効に活用しながら独自性・自立性の高いまちづくりを進めていくため、行政評価制度を活用し、施策の達成度を測りながら、事業の有効性等について精査・検証を実施し、選択と集中の視点により行政活動を推進していくことが必要となります。

2 市民意識の動向

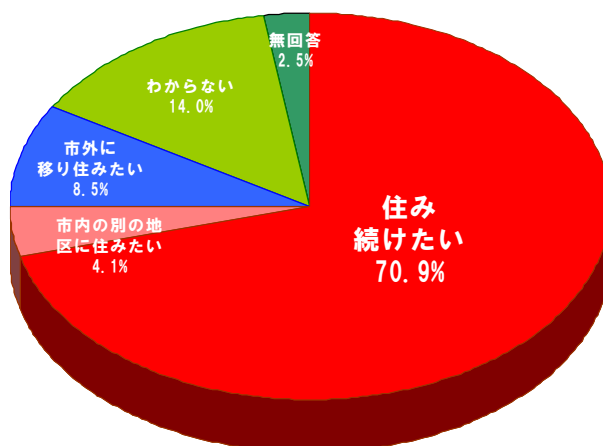
後期基本計画の策定にあたり、市民意識の動向を的確に把握し、施策の展開へ反映していくとともに、市民のまちづくりへの参加機会を創出するため市民アンケートを実施しました。

- 調査地域 …… 笠間市全域
- 対象者 …… 市内に居住する満18歳以上の男女
- 対象者数 …… 2,000人
- 抽出方法 …… 無作為抽出

Q 笠間市の住みやすさについてどう思いますか？



Q 今後とも笠間市に住み続けたいと思いますか？

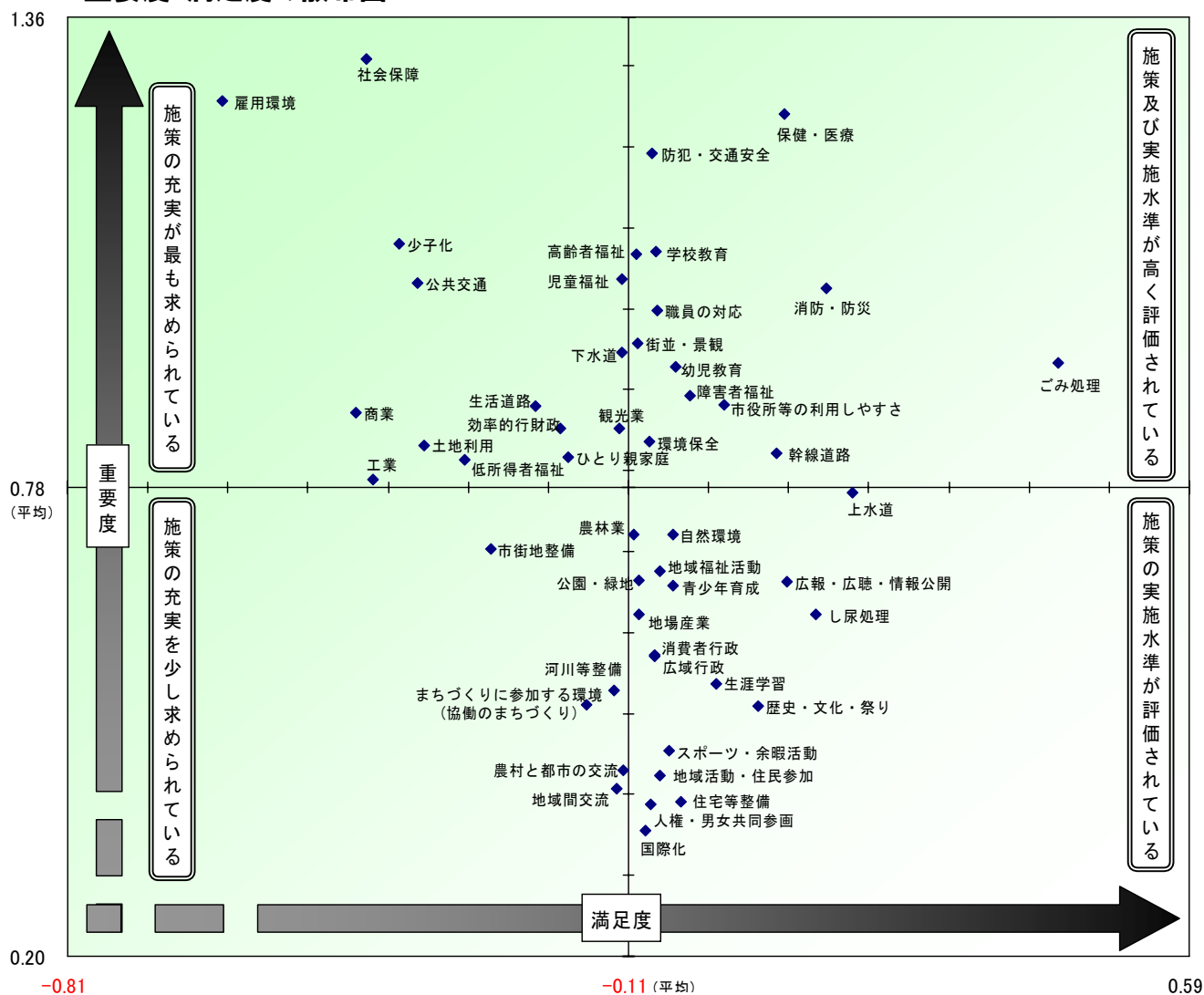


■アンケート調査では、多くの市民が、豊かな自然や風土に育まれた地域に対する愛着などを理由に「住みやすい」「住み続けたい」と感じている結果となりました。

Q 今後、まちづくりにおいてどの分野の重要度が高いと思いますか？

Q 各分野におけるあなたの満足度についてお答えください。

重要度・満足度の散布図



■アンケート調査では、保健・医療、産業分野など、近年の不安定な社会経済情勢を背景とする分野の充実を望んでいる結果となりました。

施策の充実が最も求められている分野

保健・福祉分野

■施策

社会保障、子ども・子育て支援、少子化対策、保健・医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

産業分野

■施策

雇用労働環境、商業、工業、観光、農林業、グリーンツーリズム、地場産業、など